

03 軽自動車税（種別割） 標準仕様書（案） 01 機能要件

※橙字は、R2年度WT協議結果の反映箇所
※青字箇所は、R3年度修正箇所 ※緑字箇所は現在調整中

機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由	要件の修正内容に関する補足	構成員回答集約	対応方針
機能名称		実施すべき機能	実施してもしなくても良い機能					
1.1.2.	標識情報管理	標識情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 車両番号（標識番号） 交付年月日 標識回収区分 標識返納日	標識情報の管理（設定、保持、修正）ができること。 【管理対象項目】 ご当地ナンバー該当区分 標識交付証明書回収区分 弁償金額 弁償金支払日 弁償金支払い有無	・交付年月日、標識返納日、標識回収区分、標識交付証明書回収区分は、市区町村での標識交付を行う車両が対象となる。 ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることからオプションとする。 標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書まで回収有無は各団体における有効性や事務負担等を勘案し判断する範囲として、オプションとする。 弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、検討会や全国照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、オプションとする。	各団体の条例に基づき、第三十三号の五様式（十六条関係）に記載のある車種においては、市町村での標識発行を行っていることから発行した標識の管理を行うにあたり必要な機能の定義を行う。 ご当地ナンバーについては、導入地域が限定的であることからオプションとする。 標識交付証明書回収区分については、廃車受付時には標識の回収が必要であるが、その際の標識交付証明書まで回収有無は各団体における有効性や事務負担等を勘案し判断する範囲として、オプションとする。 弁償金情報管理の機能については、軽自動車税の課税事務とは直接関係しないが、検討会や全国照会において弁償金徴収事務に関する機能は有用である旨の意見があったことから、オプションとする。		【F市意見】 標識について、電動キックボード等に関して従来の様式にこだわらず、車体の形状に即した様式を検討すべきという要旨の通知が4月ごろ総務省より出ていた。これが具体化すると対象車種でも既に現行の標識を交付している車体も存在するため、交付した種類についての管理が必要と思われる。また、新様式がステッカー様のものであるなら、システムから直接出力できるのが望ましいと考えられる。	ご意見を踏まえ、電動キックボード用に交付した標識とともからあった様式を識別する区分をオプションに追加する整理とします。 区分名称としては取扱通知の内容に基づき「電動キックボード等用様式区分」とさせていただきます。
	軽自動車税種別割管理	初度検査年月（または年）から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括で自動判定できること。 また、個別に経年重課対象区分を設定できること。		初度検査年月について、年のみ判明している場合は12月として取り扱う。	平成28年度より適用開始となった経年重課対象区分の判定機能を記載している。 基本的には初度検査年月等の要素からシステムでの経年重課の自動判定が行われることを意図しているが、必要に応じて経年重課区分を個別設定する場合も考えられることから、後者の機能についても記載も行う。		【I市意見：備考について】 ①現状、当市は12月として取り扱っているが、自治体によって運用が異なる。まずは通達等で初度検査年月不明時の取扱いを全国的に統一するべきではないか。 ②J-Lis上では月が不明な場合、csv・オンライン画面共に現状「00」で表記される（ex.R3の場合：202100）。J-Lisの検査情報等を取り込んだ際に、「00」のものは①の取り決めに基づき「●月」として取り込めるように定義するべきではないか。	①H15年10月以前に車両番号に指定を受けた場合の対応は取扱通知で通達済みになりますので、備考欄はその旨を明記する記載に置き換えます。 「平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について、年のみ判明している場合は12月として取り扱う。上記に該当しない軽自動車については、各地方団体で確認の上、適宜登録を行う。」 ②J-LISの検査情報取込の機能1.3.1.にも①と同様の記載を入れたいと考えています。
	廃車車両管理	廃車済みの車両を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 車両情報 廃動日（廃車日） 廃車事由 特記事項			廃車済みの車両についても業務上管理を行う必要があることから必須機能としている。 なお、廃車車両は標識の廃車を行った車両を意図している。		【K市意見】 「なお、廃車車両は標識の廃車を行った車両を意図している。」とあるが標識の返納がない場合でも廃車の届出があれば廃車済み車両となる認識でよいか。	お見込みの通りです。 なお、標識回収区分は1.1.2.に定義しているため、未返納標識の抽出は可能と考えます。
	送付先管理	軽自動車税各種通知書等送付先を管理（設定、保持、修正）できること。			軽自動車税の課税事務において、各種通知書を送付する際に送付先情報が必要となることから必須機能として定義している。	厳密には通知書ではないものも想定されることがら、文言の微修正を行っています。	【K市意見】 送付先登録は車両ごとの設定が可能であるか。	機能要件の大項目の名称が車両情報管理となっている通り、送付先情報は車両情報に紐づくものと考えていただいて支障ありません
		燃料の種類ごとに用いる排気区分を設定できること。 当該設定に基づき、燃料の種類に応じた排気区分を判定できること。		・「排気区分」はガソリン車であればCCやL等、電気自動車であればkWといった自動車の総排気量の単位を指す。	ガソリン車の場合はCCとLの両方のパターンで申告がされる可能性があるが、検討会において燃料の単位を統一して管理できた方が良いとする結論となったため必須機能として記載を行う。 また、上記の事情もあり事務上申告された単位で管理を行うケースも考えられることから、排気区分の判定として要件を定めた。	備考欄の記載について、わかりにくいとの指摘がありましたので修正しました。	【I市意見：この機能に関連して確認事項】 当市の現行システムでは、燃料の種類が内燃機関、電気、排ガス適合、天然ガスの4種類しかないが、次期システムについては重課判定のために燃料の種類が30項目ある。（燃料の種類によっては重課対象外になること） 燃料の種類について詳細に定義している箇所があったか確認したい。	燃料の種類のデータ要件は今後の検討事項になる想定です。なお、ご意見にある通り燃料の種類によっては重課対象外になるため、機能要件1.1.12.には判定の際の除外区分を設ける定義をしています。
1.2.20.		◇未入力チェック（新規登録・変更登録） 新規登録、変更登録時に必須項目の未入力エラーチェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とすることが選択できること。 【エラー対象】 車種 車両番号（標識番号） 納税義務者（氏名、住所） 課税区分 定置場 異動日 【アラート対象】 総排気量 車名 初度検査年月 車台番号 燃料の種類			車両管理や課税に必要な項目が適切に入力されていることを担保するため、必須項目の未入力に対するエラー及びアラートチェックの機能を定義した。		【K市意見】 定置場は所有者（使用者）住所と違う場合だけ入力できればよいのでは。（初期値で所有者に同じとなっているならよい。）	各項目の初期値についてはパラメータ設定の範囲となりシステム設計の範囲となるため本仕様書の要件として直接的な言及は避けますが、新規1、2及び1.1.7.の備考に初期値設定の対応を可とする旨の補足にて対応したいと考えます。 また、初期値がどのような値であれ空欄を許容しないことについては認識相違ないかと見受けしますので、エラーチェックの要件は修正なしとします。
		◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 また、車種ごとにチェック対象とすることが選択できること。 【エラー対象】 異動日 【アラート対象】 廃車事由 標識回収区分（原付・小型特殊のみ）	◇未入力チェック（廃車登録） 廃車登録時に必須項目の入力チェックができること。 【アラート対象】 弁償金支払い有無		同上		【O市意見】 (1)標識回収区分について、『原付・小型特殊のみ』となっていますが、「ミニカー」も付け加えていただきたいです。 【K市意見】 (2)廃車事由、標識回収区分はエラーとしてよいのでは。	(1)ミニカーについては原動機付自転車に含まれます。 (2)異動日については、当初課税・税額変更処理にも影響するためエラーとしています。が、廃車事由・標識回収区分はアラートをもとに団体判断で対応要否を決めていただく対象として考えています。
			取り込んだ軽自動車検査情報の所有者について、車両台帳上の情報と以下の項目でマッチングし、宛名候補の特定ができること。 また、 マッチング対象項目は選択できること。 【対象項目】 氏名 住所	・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。 ・以下の帳票要件に関連する。 追加25.検査情報不一致項目リスト	当該要件は、軽自動車検査情報市区町村提供システムから取り込んだ車両の所有者と軽自動車税システムまたは宛名管理システム等で管理している宛名の紐づけを行う機能を想定している。 誤って既存宛名と重複した宛名を作成してしまうリスクを軽減できることから有用ではあるが、マッチング精度に課題があり自治体の事情によって当該機能を用いた事務への対応可否が異なることからオプション機能とした。		【K市意見】 宛名の紐づけを行う際の住所の項目について、住所そのものではなくマッチングされない可能性があるため、住所コードを使用したマッチングもできるようにしてほしい。	検査情報のデータ項目については、軽自動車税システムの仕様ではなく検査制度自体の検討範囲となります。
1.3.7.	差分抽出	対象車両を特定済みの検査情報と車両台帳情報について、対象項目を選択し不一致項目をリスト出力できること。 また、不一致項目について取り込んだ情報を任意に修正できること。 【対象項目】 車種 車名 初度検査年月 燃料の種類 総排気量 営業用・自家用区分 用途 所有者（氏名（名称）、住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）、住所（所在地）） 定置場（使用の本拠） 重課対象区分 軽課対象区分		・検査情報における住所の記載方法について、「1丁目15番地22号」や「1-15-22」等のパターンの表記がある。 ・以下の帳票要件に関連する。 追加25.検査情報不一致項目リスト	当該要件は、紐づけ済みの検査情報の車両と軽自動車税システムの車両で登録事項に差分がないかのチェックを行う機能を想定している。 申告内容の適否を確認するうえで必要な機能となるため必須としている。		【A市意見】 ① 1.3.6.と同様 所有者（氏名（名称）、住所（所在地）） 使用者（氏名（名称）、住所（所在地）） 定置場（使用の本拠） のマッチング精度に課題があると考ええる。 オプションとして定義しても問題ないのではないかと。 ② 1.3.4.のとおり、マッチング対象項目（車台番号、車両番号（標識番号））が選択できるのであれば、マッチング対象項目として使用しなかった項目は、不一致項目としてリストに出力すべきではないかと考える。	①WTの際にもご指摘いただいた懸念がございましたが、団体判断で対象項目を選択して運用する前提で要件を整理したものと認識しています。 ②昨年度WTの中で不一致項目として出力する項目を議論したものと認識していますが、追加の必要がある項目があればご教示ください。

機能名称		標準仕様書案		備考	要件の考え方・理由	要件の修正内容に関する補足	構成員回答集約	対応方針
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能					
	1.3.8.	台帳情報更新処理 年度当初の一括取込時は取込結果をもとに、4/1時点の車両台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。			検査情報と軽自動車税システムの登録情報に差異がある場合の対応は、不一致の内容等によって異なるものと想定されるが、台帳更新まで行うケースもあり得ることを踏まえ必須の機能としている。 上記の理由から当該機能の運用については導入自治体が判断することを念頭に定義を行った。		【A市意見】 ①「年度当初の一括取込」における取込ファイルは「軽自動車検査情報市区町村提供システムの特有条件全車両情報」のことを指していると思われるが、特有条件全車両情報には廃車車両は含まれていないため、車両台帳の更新（新規登録・変更登録・廃車登録）機能は実装できないと考える。 ②当該機能要件が登録済車両台帳と検査情報で不一致になっている項目（車台番号、車名、排気量等）について、検査情報で書き更新するという要件の場合は有効と考える。車両台帳の新規登録・変更登録・廃車登録等の更新も考慮する場合は1.3.9.の随時分の取込機能があれば問題ないと考える。	①アンマッチ分のうち軽自動車税システムの車両台帳情報にのみ登録のある車両を廃車することを意図しています。 ②必要性については昨年度WTで確認済みと認識しています。
	1.3.9.	随時の異動分については、取込結果をもとに車両台帳情報（車両情報）を更新（新規登録・変更登録・廃車登録）できること。			同上		【A市意見】 検査情報を車両台帳の登録に利用する場合、以下の情報が不足していると考ええる。 車両台帳更新時にエラーとするなどの考慮が必要と考える。 ①納税義務者の情報 ※所有者と使用者の情報しか管理していない。 ②用途が特種の車両 ※地方税法上、乗用・貨物のみの定義のため、導入自治体	①②お見込みの通り不足分の情報については適宜登録いただくことになるかと思いますので、機能要件の備考欄へ補足したいと思います。
	3.1.1.	税額変更申告情報管理 課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定、保持、修正）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請年月日 申請区分 申請事由 特記事項	課税取消、随時課税、課税免除、不均一課税、職権抹消の税額変更に関する各種申告情報を管理（設定、保持、修正）できること。 また、履歴管理できること。 【管理対象項目】 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号）		課税取消等の税額変更に係る申告受付を行う上で管理が必要な項目を必須機能とした。 申請者については代理申請の場合を想定した要件だが、市町村によっては当該情報を管理していないケースもあるためオプションとした。	【確認事項】 不均一課税について、当初課税後に税額変更で申告を受けて対応する想定でよろしいでしょうか。 当初課税時に課税対象から除外する運用を行う自治体がいればご教示ください。	【A市意見】 合併後の当初課税で不均一課税とした運用は無い。 ご参考：現行システムでは合併以前の年度で賦課更正があった場合は、不均一で課税できる。 例）A市とB市が合併した場合 旧A市 農耕用車種 税額=4000円 旧B市 農耕用車種 税額=3500円 合併後に、合併以前の年度に遡って賦課更正する場合 旧A市の場合は、4000円で課税。 旧B市の場合は、3500円で課税。 【I市意見】 当市の軽自動車税では現在、独自の不均一課税の取扱いは無い。現在不均一課税を行っている自治体の運用方法を参考にしたい。	問題ないことが確認できましたので、不均一課税については税額変更時に限ったものとして要件の整理を行います。
	3.2.6.	減免情報管理 減免に係る情報を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 申請年月日 減免対象区分 減免情報（車種、車台番号、車両番号（標識番号）、用途、形状） 納税義務者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、名義人区分） 障害者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）、障害名） 運転者情報（宛名基本情報、電話番号、個人番号（マイナンバー）） 許可事由 特記事項	減免に係る情報を管理（登録、修正、削除）できること。 【管理対象項目】 納税義務者情報（罹災届出証明、生活保護） 障害者情報（障害等級、納税義務者との関係、生計を一にする親族の有無、個別等級、総合等級、生年月日、手帳の種類、手帳番号、手帳交付年月日、公費負担番号） 運転者情報（運転免許証交付年月日及び有効期限、運転免許の種類、免許番号、免許の条件等） 申請者情報（氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号） 審査結果 不許可事由 減免期間（開始年度、終了年度、開始決定日、終了決定日） 減免割合 減免額		特に障害者情報や運転者情報、減免の審査に関連する項目については、全国照会で多数の要望があったが、標準仕様書全体として要求過大となることは望ましくないため、以下の観点で整理を行った。 ・障害者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号、障害名を必須とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるためオプションとする。 ・運転者情報 対象者の基本情報として、宛名基本情報、電話番号を必須とし、その他関係する情報については団体による要否の差がある状況であるためオプションとする。 ・減免の審査に関する項目 減免申請を許可する対象のみ入力する運用を基本とし許可事由の項目を必須とする。各団体における減免審査事務によって要否に差異がある審査結果、不許可事由、減免期間、減免割合、減免額の項目はオプションとする。 ※障害者及び運転者の個人番号（マイナンバー）は、現行の法令上では減免事務に利用することはできないため、機能項目から削除する。なお、当該個人番号を減免事務において利用可能とするかについては、今後法令上の改訂を検討する。	【I市意見】 「障害名」を「障害程度（障害名+等級）」として必須機能とすべき。多くの自治体で障害による減免を規定する場合、障害名と等級で減免の可否を規定している。当市の場合、同じ上肢機能障害でも2級以上は対象だが、3級以下は対象ではない。障害名を必須項目とするなら、等級も必須項目にするべきだと考える。	ご指摘の通り障害名と等級はセットで用いられるものと考えられますので、等級についても必須項目へ変更します。	
	3.3.1.	税額変更処理 税額変更申告受付処理、減免処理等に基づき、課税情報の更新ができること。 更新内容に基づき、税額計算ができること。			軽自動車税の課税を効率的に行う上で、当初課税時より変更があった対象情報を更新し、更新内容をもとに税額計算を行う機能は必要である。		【K市意見】 登録年月日や廃車年月日を参照し、一定期間に異動があった車両が自動で税額変更されてしまうのか。盗難等で廃車年月日はそのままで課税取消したい場合もあるので、税額変更対象者のデータを作成し、取り込むことにより税額変更をしがが可能か。	ご意見の通り賦課期日をまたぐ異動がある場合は自動で税額変更の対象に含まれる認識ですが、課税取消については税額変更申告がされるものかと思いますので当該情報に基づき税額変更対象者として判定される想定です。
	3.4.1.	過年度税額変更 法定年限に基づく税額変更（現年含む）ができること。 過年度の該当賦課情報を引継いで、税額変更を行うことができること。			過年度の税額変更を行う場合は、法定年限に基づくシステムの制御が必要となるため機能要件での定義を行った。		【K市意見】 地方税法17条の5第7項に基づく7年の遡及に対応しているか。	お見込みの通りです。
	4.2.5.	他自治体の廃車申請内容を管理（設定、保持、修正）できること。 【管理対象項目】 申請日 異動日（廃車日） 事由 他自治体情報（自治体名、課税物件異動通知書送付日） 旧納税義務者情報（氏名、住所） 旧標識番号 車種 車台番号 車名 総排気量 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式			同上	青字箇所について、帳票要件（印字項目）で必須としたため追加しています。	【K市意見】 他自治体の送付書（住所＋〇〇市軽自動車税所管部署 御中等）を打ち出せるようにしてほしい。 また、他自治体情報のテーブル保持については共通要件で役場マスタに関する定義をしていますのでそちらに相当するものとお見受けします。	送付書については印字項目の送付先の内容に当たるものとお見受けします。当該項目の表記の在り方など詳細は、帳票レイアウトの検討の際に合わせて議論を進める想定です。 また、他自治体情報のテーブル保持については共通要件で役場マスタに関する定義をしていますのでそちらに相当するものとお見受けします。
	4.4.1.	通知書・証明書発行リスト作成 一括作成を行った各種通知書等及び各種証明書について、発行者リストを作成できること。		・以下の帳票要件に関連する。 No.23_納税通知書発送者一覧（納付書払い） No.24_納税通知書発送者一覧（口座振替） No.32_減免申請書発送者一覧 No.36_減免決定通知書発送者一覧 No.44_税額変更通知書発送者一覧 No.47_課税免除決定通知書発送者一覧追加 6_試乗標識交付申請書発送者一覧追加 10_障害者死亡通知書発送者一覧 追加12_障害者変更通知書発送者一覧	一括発行を行った帳票については送付前の確認や引き抜き等の作業で有用であるため、リスト作成の機能を必須とした。 なお、オプション帳票についても一括発行を行うものは当該機能とセットで実装されることが望ましい。 ※帳票の詳細については帳票要件参照	青字箇所について、証明書は要件上一括発行を想定していないので削除としています	【I市意見】 上記要件の考え方・理由に「なお、オプション帳票についても一括発行を行うものは当該機能とセットで実装されることが望ましい。」とあるが、これは機能要件標準仕様書の記載内容として、「備考」欄等に「～できること」と明記しておいた方がよい内容ではないか。	ご指摘の通り、考え方・理由の箇所ではなく備考欄に補記する内容とします。 望ましいとしていますが、オプション帳票でも引き抜きは想定されるため、実装しているオプション帳票も含む旨の文言としたいと思います。

機能名称		標準仕様書		備考	要件の考え方・理由	要件の修正内容に関する補足	構成員回答集約	対応方針
		実装すべき機能	実装しなくても良い機能					
	4. 4. 2.	引き抜き対象者リスト作成 【対象者による抽出条件】 死亡者 転出者 DV支援措置/要注意情報対象者 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 送付先（宛名住所が海外に設定されているもの） 郵便番号（000-0000などの異常値） 氏名（印字上限の文字数を超えるもの） 住所（印字上限の文字数を超えるもの）	一括作成を行った各種通知書について、以下の条件を指定して引き抜き対象者リストを作成できること。 【通知書の印字エラーによる抽出条件】 住所（海外に設定されているもの）	・以下の帳票要件に開通する。 No. 26. 納税通知書引き抜き対象者一覧（納付書払い） No. 27. 納税通知書引き抜き対象者一覧（口座変更分） No. 57. 通知書（共通）引き抜き対象者一覧	一括発行を行った帳票については送付前に引き抜き作業が発生するケースがあるため、該当する条件を指定したリスト作成の機能を必須とした。 条件のうち、住所が海外に設定されている対象者については、代理人の送付先が設定されているなど送付先の条件に該当しないものであれば引き抜きを行わない運用のケースと、念のため引き抜き対象として送付先の確認を行うケースがあることからオプションとした。 なお、オプション帳票についても一括発行を行うものは当該機能とセットで実装されることが望ましい。 ※未登録外字の引き抜きについては、現在外字の検討が別途行われているため、当該検討結果をもって対応とする ※帳票の詳細については帳票要件参照		【1市意見】 左記要件の考え方・理由に「なお、オプション帳票についても一括発行を行うものは当該機能とセットで実装されることが望ましい。」とあるが、これは機能要件標準仕様書の記載内容として、「備考」欄等に「～できること」と明記しておいた方がよい内容ではないか。	ご指摘の通り、考え方・理由の箇所ではなく備考欄に補記する内容とします。 望ましいとしていますが、オプション帳票でも引き抜きは想定されるため、実装しているオプション帳票も含む旨の文言としたいと考えます。